

## 外国人との婚姻に際しての必要書類

### ○ 創設的届出（最初に日本の役所に届出する場合）

#### A 在日大使館で交付を受ける書類

- 1 婚姻要件具備証明書の原本（コピー不可）
- 2 出生証明書（コピー不可）

※在日大使館で出生証明書の交付を受けることができない場合には、届出先の区役所区民課又は支所区民センターへお問い合わせください。

#### B Aの日本語訳

訳文の末尾に訳者の署名、押印が必要となります。

例)「上記は原文の正訳に相違ありません。訳者の住所・氏名・印」

#### C Aの婚姻要件具備証明書で国籍、氏名及び生年月日等が確認できない場合は、以下のものを添付してください。

- 1 パスポート（コピー不可）
- 2 パスポートの日本語訳（Bに同じ）

#### D その他

- 1 婚姻届書
- 2 外国人の方の住民票の写し

※外国人の方の住所地以外に届出する場合

※戸籍全部事項証明書（戸籍とう本）等の添付は、令和6年3月1日から原則不要となりました。ただし、コンピューター化されていない戸籍の場合は、戸籍添付を省略することができないため、従来通り本籍地にて戸籍全部事項証明書（戸籍とう本）を取得されたうえ、届書に添付してください。

### ○ 報告的届出（最初に国外で婚姻届をした場合）

#### A 婚姻証明書の原本（コピー不可。3ヶ月以内のもの）

#### B Aの日本語訳

訳文の末尾に訳者の署名、押印が必要となります。

例)「上記は原文の正訳に相違ありません。訳者の住所・氏名・印」

#### C Aの婚姻証明書で国籍、氏名及び生年月日等が確認できない場合は、以下のものを添付してください。

- 1 出生証明書の原本（コピー不可）
- 2 出生証明書の日本語訳（Bに同じ）
- 3 パスポート（コピー不可）
- 4 パスポートの日本語訳（Bに同じ）

#### D その他

- 1 婚姻届書（日本人のみの署名、押印。証人は不要）
- 2 外国人の方の住民票の写し

※外国人の方の住所地以外に届出する場合

※戸籍全部事項証明書（戸籍とう本）等の添付は、令和6年3月1日から原則不要となりました。ただし、コンピューター化されていない戸籍の場合は、戸籍添付を省略することができないため、従来通り本籍地にて戸籍全部事項証明書（戸籍とう本）を取得されたうえ、届書に添付してください。